

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

ふ化業者の登録(畜産課)

土地改良区の役員の就任(二件)(農村整備課)

県営土地改良事業計画の決定(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

入会林野整備計画の適否の決定(林務課)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

### ◇ 選 管 告 示

選挙管理委員会の招集

## 告 示

鳥取県告示第七百二十二号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百零九条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

計量法第四百零九条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和六十三年九月六日	午前十一時から 午後三時まで	米子市	米子市勤労青少年ホーム
昭和六十三年九月七日	午前十時から 午後三時まで	〃	米子市住吉公民館
昭和六十三年九月八日	〃	〃	米子市義方公民館
昭和六十三年九月十二日	午前十一時から 午後三時まで	〃	米子市就将公民館
昭和六十三年九月十三日	午前十時から 午後三時まで	〃	鳥取県立米子図書館
昭和六十三年九月十四日	〃	〃	米子市啓成公民館
昭和六十三年九月二十六日	午前十時三十分から 正午まで	〃	鳥取大学医学部付属病院
〃	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	〃	国立米子病院
〃	午後三時から 午後四時まで	〃	労働福祉事業団山陰労災病院

昭和六十三年 九月二十七日 午前十時から 午後二時まで

鳥取県立米子図書館

鳥取県告示第七百二十三号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
第一号	昭和六十三年八月一日	山陰食鶏農業協同組合 西伯郡淀江町大字中間一七	山陰食鶏農業協同組合ふ卵場 西伯郡淀江町大字中間六〇七
第二号	"	鳥取養鶏農業協同組合 鳥取市秋里三一五	鳥取養鶏農業協同組合 鳥取市秋里三一五
第三号	"	鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取市末広温泉町七二四	鳥取県経済農業協同組合連合会鳥取種鶏場 鳥取市賀露町字西浜一七六

鳥取県告示第七百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

就任した役員の氏名及び住所

理事	田 中正 夫	鳥取市湖山町南一四七〇
"	星 見 昭 蔵	西二一三四七
"	太 田 一 寿	南五一四四五
"	村 上 輝 明	一五〇三
"	上 田 吉 郎	五一一三〇
"	川 口 実	一一三二九
"	田 中 力 雄	北一一五三一
"	松 下 伸 三	一一四〇四一
監事	船 越 友 敬	西一一二〇二
"	鷺 見 美 佐 男	南一一九二二
"	大 谷 猛	一一八八三
"	影 井 克 博	一一四五五

昭和六十三年四月二日就任 任期二年

鳥取県告示第七百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

就任した役員の名及び住所

理事	岡田 作太郎	鳥取市徳吉一八五
"	川上 亀雄	" 安長三三五
"	上山 国雄	" 三五九
"	植地 正行	" 三五〇
"	木村 義厚	" 秋里八五六
"	木下 正美	" 八一二
"	山田 亀男	" 西品治七九〇
"	澤田 直行	" 一八二一八
"	宮本 久男	" 五六三
"	山本 孝治	" 二七四
"	西村 晃司	" 晩稲二二六
"	河西 正治	" 南隈三二
"	徳村 栄蔵	" 五六
"	前田 義夫	" 古海八三三一六

"	宮本 一成	" 徳尾二六
"	石原 善雄	" 岩吉二三〇
"	松村 康夫	" 賀露八七二
監事	米澤 茂都	" 秋里八三〇
"	坪内 佑尊	" 安長三四三
"	高村 光輝	" 晩稲二三九

昭和六十二年六月一日就任 任期二年

鳥取県告示第七百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業広留野地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年八月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

八東町役場及び若桜町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百二十七号

日野町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業黒坂（中宮）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十八号

日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）津地地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七百二十九号

三朝町が行う土地改良事業に係る西小鹿地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七百三十号

八頭郡智頭町大字奥本一五五―一栃本上入会林野整備組合組合長竹下保から申請のあつた栃本上入会林野整備計画については、昭和六十三年七月十五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 縦覧に供する書類

栃本上入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋一二七七の四五・一二七七の七六・一二七七の一六〇・一二七八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字外邑字大沢八四六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和六十三年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年八月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 昭和六十三年八月八日（月）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 昭和六十三年度明るい選挙推進月間事業計画について